

## 藍住町の民間施設等に係るクーリングシェルター指定要領

策定：令和7年7月1日

### (目的)

第1条 この要領は、気候変動適応法（平成30年法律第50号。以下「法」という。）第21条の規定に基づく指定暑熱避難施設（以下「クーリングシェルター」という。）の指定について必要な事項を定め、熱中症による健康被害の発生を防止することを目的とする。

### (指定要件)

第2条 クーリングシェルターの指定を受けることができる施設は、次の各号の要件を全て満たす藍住町内の施設、店舗等とする。

- (1) 適当な冷房設備を有すること。
- (2) 徳島県に熱中症特別警戒情報が発表された場合に開放可能日時において当該施設等を町民等に開放することができること。
- (3) 町民等の滞在のために必要かつ適切な空間を確保すること。
- (4) 藍住町と施設等の管理者（以下「施設管理者」という。）との間において、別に定める指定及び運用に関する協定を締結し、施設管理者がその内容を履行できること。

### (運用期間)

第3条 クーリングシェルターの運用期間は、国の熱中症警戒情報の運用期間と同一期間とする。なお、施設の開放可能日及び時間帯は施設の状況に応じ、第4条に基づき提出された申請書に記載されたとおりとする。

### (指定手続等)

第4条 クーリングシェルターの指定を受けようとする施設管理者は、クーリングシェルター指定申請書（様式第1号）に必要事項を記入の上、電子メール、ファクシミリ又は持参により藍住町総務課へ提出するものとする。なお、申請は随時受付を行う。但し、持参による場合は、土日・祝日・年末年始を除く。

- 2 藍住町は、前項により提出された指定申請書の内容が適当と認めるときは、当該指定申請書を提出した施設管理者が管理する民間施設等をクーリングシェルターとして指定し、様式第2号により当該施設管理者に通知するものとする。

### (協定の締結等)

第5条 藍住町と施設管理者は、前条のクーリングシェルターの指定後、速やかに第2条(4)に定める協定を締結するものとする。

### (指定施設の公表)

第6条 藍住町は、協定の締結後、指定施設の名称、所在地、開放可能日、受入可能人数等について、藍住町公式ホームページにおいて公表するものとする。

(連携体制の構築)

第7条 藍住町は、クーリングシェルターの指定及び運用にあたり、必要に応じて特別警戒アラートに関する情報提供、町民への広報等を行うほか、必要に応じて施設管理者と適宜連携するものとする。

(施設の協力事項等)

第8条 クーリングシェルターに指定された施設は、町の要請に応じ可能な範囲で次に掲げる事項について協力を行うものとする。

- (1) クーリングシェルター案内ポスター、張り紙等の掲示
- (2) 空調の運転及び管理
- (3) 滞在用の椅子、ソファ等の設置
- (4) 利用者の受入対応
- (5) 熱中症予防に関する啓発資料の配布
- (6) 体調不良者の発生等緊急時の対応
- (7) その他藍住町と施設管理者が協議して定める事項

(協定の有効期間)

第9条 第2条第4号に基づく協定の有効期間は、次に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

- (1) 初年度 協定締結日から熱中症警戒情報の運用期間が終了する日まで
  - (2) 翌年度以降 熱中症警戒情報の運用期間
- 2 前項各号の期間満了の1か月前までに協定の更新をしない旨の申出がなかった場合には、引き続き同一の条件で1年間更新されるものとし、以後も同様とする。

(協定の廃止)

第10条 町長は、クーリングシェルターが次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに協定を廃止するものとする。

- (1) 法第22条第1項第1号若しくは第2号又は第2項に該当するとき。
- (2) その他協定を締結することが適切でないと町長が認めたとき。

(協議)

第11条 本要領に定めのない事項又は本要領に定める事項について疑義が生じた場合は、町と施設管理者とが協議の上、別に定める。